

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

市営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を整理するため、本条例を制定するものであります。

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日立市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表1 公営住宅の表中

「

上の代団地	田尻町2丁目	簡平	50
		中耐	100

を

」

「

上の代団地	田尻町2丁目	中耐	99
-------	--------	----	----

に、

」

「

南高野団地	南高野町2丁目、3丁目	簡二	54
		中耐	290

を

」

「

南高野団地	南高野町2丁目、3丁目	中耐	290
-------	-------------	----	-----

に、

」

「

計			3,867
---	--	--	-------

を

」

「

計	3, 7 6 2	に
---	----------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。